

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防火対象物の点検及び報告に係る特例の認定表示の虚偽表示に対する除去・消印の措置命令
概 要	防火対象物定期点検に関する特例の認定を受けた防火対象物は総務省令で定める表示を付すことができますが、消防長又は消防署長は、これら防火対象物が、特例基準に適合しないで表示している場合又は、総務省令で定める表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該表示を除去し、又は表示に消印を付するべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2の3第8項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法第8条の2の3第8項 前条第3項及び第4項の規定は、前項の表示について準用する。 ・ 消防法第8条の2の2第3項 何人も、防火対象物に、前項に規定する場合を除くほか同項の表示を付してはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならない。 ・ 消防法第8条の2の2第4項 消防長又は消防署長は、防火対象物で第2項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	